令和３年度愛知県医療従事者応援金交付要綱

（通則）

第１条　この要綱は、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症対策にかかる「愛知県医療従事者応援金（以下「応援金」という。）」を交付することについて、愛知県補助金等交付規則（昭和５５年規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、応援金の交付の申請、決定その他の事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この応援金は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関の医療従事者（医師、看護師、臨床検査技師等）の処遇改善を推進するため交付するものである。

（交付対象）

第３条　応援金の補助事業者（以下「補助事業者」という。）は、新型コロナウイルス感染症患者が入院した県内医療機関とする。

（応援金の額）

第４条　応援金の額は、別表によるものとし、応援金交付の対象として知事が認める経費（令和３年３月１日以降に発生（発注・契約）し、令和３年４月１日以降に支出した経費に限る。）について、同表の補助基準額に従い交付するものとする。

　　　ただし、他の補助金の交付の対象となる経費は対象としない。

２　前項に加え、新型コロナウイルス感染症患者のうち重症患者（気管挿管を伴う人工呼吸器を装着又はICUで対応した場合）１人当たり２０万円、重篤患者（ECMOを装着した場合）１人当たり４０万円を上乗せして交付するものとする。

（応援金の交付の申請）

第５条　規則第３条第１項の規定による申請は、新型コロナウイルス感染症患者が退院した翌月以降、令和４年３月１０日までに別添様式第１号「令和３年度愛知県医療従事者応援金交付申請書」（以下「申請書」という。）に別紙１「令和３年度愛知県医療従事者応援金所要額調書」、別紙２「令和３年度愛知県医療従事者応援金使用計画書」及び別紙３「令和３年度新型コロナウイルス感染症入院患者受入報告書」を添付して、知事に提出しなければならない。

　２　別添様式第１号に記載される重症及び重篤患者の人数については、交付決定時に現地確認することがある。

　３　申請書の提出先は、愛知県保健医療局健康医務部医務課医療機関支援室とする。

（応援金の交付の決定）

第６条　知事は、応援金の交付申請があったときは、証拠書類のほか、必要に応じて申請者に対して追加資料の提出を求め、その内容の審査を行う。

２　知事は、前項の審査結果について、別添様式第２号「令和３年度愛知県医療従事者応援金交付（不交付）決定通知書」により、申請者あて通知する。

（申請の取下げ）

第７条 規則第７条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から３０日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第８条　補助事業者は、事業の内容について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、あらかじめ別添様式第３号「令和３年度愛知県医療従事者応援金事業変更承認申請書」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

　　(1)　補助事業者の変更

　　(2)　補助金額の増

　(3)　補助金額の３割以上の減

　２　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

（事業の中止又は廃止）

第９条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別添様式第４号「令和３年度愛知県医療従事者応援金事業廃止（中止）承認申請書」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

　２　中止又は廃止の事業が交付決定の以前である場合には、当該申請書の受理をもって前項に規定する知事の承認を受けたものとみなす。

（実績報告）

第１０条　応援金の交付決定を受けた補助事業者は、応援金使用計画書の用途に記した事項が完了した時点で、別添様式第５号「令和３年度愛知県医療従事者応援金事業実績報告書」及び添付書類を知事に提出しなければならない。

（応援金の額の確定通知）

第１１条　知事は、規則第１４条の規定により交付金の額を確定したときは、別添様式第６号「令和３年度愛知県医療従事者応援金の額の確定通知書」により補助事業者に通知するものとする。

（応援金の交付）

第１２条　前条により応援金の額の確定を受けた補助事業者は、速やかに別添様式第７号

　　「令和３年度愛知県医療従事者応援金請求書」を知事に提出しなければならない。

　　　なお、応援金の交付は、補助事業者が指定した銀行等への口座振込みにより行う。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第１３条　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額を様式第８号により速やかに知事に報告しなければならない。

　２　前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（契約の締結）

第１４条　補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（財産処分の制限）

第１５条　規則第２０条のただし書きに規定する知事の定める期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）」の規定により厚生労働大臣が別に定める期間又はそれに準ずるものとして認められる期間とする。

２　規則第２０条第１項第２号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上のものとする。

３　補助事業者が、規則第２０条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

（関係書類の整備）

第１６条　補助事業者は、経費の収支を明らかにした書類、帳簿、証拠書類等を整備し、かつ補助事業完了後５年間保存しておかなければならない。

（検査等）

第１７条　知事は、補助事業者に対し、本事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（不交付要件）

第１８条　知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、支給すべき応援金を支給せず、又は支給した応援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　申請書に偽りの記載をして、応援金の交付決定を受けたとき

(2)　当該応援金をその目的以外の目的に使用したとき

附則

本要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年３月１日に遡及して、これを適用する。

附則

本要綱は、令和３年６月８日から施行し、令和３年３月１日に遡及して、これを適用する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　項 | 内　　　　　　　容 |
| 補助事業者 | 新型コロナウイルス感染症患者が入院した県内医療機関 |
| 対象経費※１ | ①新型コロナウイルスに感染した患者又はその疑いのある患者に対応し　　た医療従事者に対して支払う手当　②医療従事者が家族の感染の防止のためホテル等宿泊施設に宿泊した費　　用に対する手当③妊娠中の医療従事者、学校等が臨時休業となった生徒、児童を持つ医療従事者、濃厚接触者となったため自宅待機する医療従事者の代替職員の賃金④新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い雇用した医療従事者の賃金（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）⑤その他、医療従事者の処遇改善に資する経費⑥新型コロナウイルスに感染した患者又はその疑いのある患者に対応するために医療機関が購入した機材・資材の経費　⑦新型コロナウイルスに感染した患者を医療機関が受け入れるために必要となった経費 |
| 補助基準額 | a.新型コロナウイルス感染症患者※２が入院した医療機関

|  |  |
| --- | --- |
| (1)新型コロナウイルス感染症患者１人当たり　（軽症・中等症） | １００万円 |
| (2)(1)の患者が重症化し、気管挿管を伴う人工呼吸器を装着又はICUで対応した場合に加算する（重症） | １００万円 |
| (3)(2)の患者が更に重篤化し、ECMOを装着した場合に加算する（重篤） | ２００万円 |

b.上記aの患者が転院した場合に受入れを行った医療機関

|  |  |
| --- | --- |
| (4)新型コロナウイルス感染症患者１人当たり　（軽症・中等症） | １００万円 |
| (5)(4)の患者が重症化し、気管挿管を伴う人工呼吸器を装着又はICUで対応した場合に加算する（重症） | １００万円 |
| (6)(5)の患者が更に重篤化し、ECMOを装着した場合に加算する（重篤） | ２００万円 |

 |

※１　医療従事者応援金の趣旨を重視し、対象経費のうち①には必ず充当すること。

なお、第４条第２項の上乗せ交付に該当する場合には、①の充当額は上乗せ額

（（重症患者数×２０万円）＋（重篤患者数×４０万円））以上の額とする。

※２　補助基準額の算定対象となる新型コロナウイルス感染症患者は、愛知県が発表し、かつ令和３年３月１日から令和４年２月２８日までに退院した者とする。